

大阪市告示第627号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年5月7日（水）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年5月19日（月）	
	令和7年5月26日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 東成屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年5月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年5月3日（土）	午前9時から 午後8時30分まで
	令和7年5月4日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年5月5日（月）から 同月6日（火）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年5月8日（木）から 同月9日（金）まで	
	令和7年5月10日（土）	午前9時から 午後8時30分まで

令和 7 年 5 月 11 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 13 日（火）から 同月 16 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 17 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 18 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 20 日（火）から 同月 23 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 24 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 25 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 27 日（火）から 同月 30 日（金）まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分まで
令和 7 年 5 月 31 日（土）	午前 9 時から 午後 8 時 30 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）